

国 水 下 事 第 7 7 号
 令 和 3 年 4 月 1 日

都道府県知事
 政令指定都市長 殿

国土交通省水管理・国土保全局長
 (公印省略)

「公共下水道に係る主要な管渠の範囲について」の改正について

「下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件」(昭和46年建設省告示1705号、以下「告示」という。)が今般改正されたことに伴い、「公共下水道に係る主要な管渠の範囲について」(昭和62年8月1日付け都下企第36号、平成31年4月16日付け国水下水事第2号により一部改正)を下記のように改正し、令和3年度予算に係る国の補助金等から適用するので遺憾のないよう取り計らわれたい。

なお、貴管内の市町村(政令指定都市を除く。)に対しても、この旨周知方よろしく願います。

記

次の各号すべてに該当する市町村の分流式の公共下水道に係る主要な管渠(改築以外の事業に限る。)の範囲は、別表に定める基準によることとする。

一 告示第6項の別表に基づき算定した場合における当該市町村の平成28年度以降の各年度の補助対象率の平均が市町村の区分ごとに次表に掲げる率以下であること。

一般市(甲)	第1種	管 渠	60%
	第2種	管 渠	55%
	第3種	管 渠	50%
一般市(乙)	第1種	管 渠	70%
	第2種	管 渠	65%
	第3種	管 渠	60%
一般市(丙)	第1種	管 渠	80%
	第2種	管 渠	75%
	第3種	管 渠	70%
町 村	第1種	管 渠	90%
	第2種	管 渠	85%
	第3種	管 渠	80%

二 当該市町村の平成28年度以降の各年度の補助対象率の実績の平均が市町村の区分ごとに次表に掲げる率以下であること。

一般市(甲)	第1種	管 渠	65%
	第2種	管 渠	60%
	第3種	管 渠	55%
一般市(乙)	第1種	管 渠	75%
	第2種	管 渠	70%
	第3種	管 渠	65%
一般市(丙)	第1種	管 渠	85%
	第2種	管 渠	80%
	第3種	管 渠	75%
町 村	第1種	管 渠	95%
	第2種	管 渠	90%
	第3種	管 渠	85%

別表

分流式の公共下水道の汚水に係る主要な管渠

(1) 一般市

予定処理区域の面積 (ha)	口 径 (mm)	下水排除量 (m ³ /日)
250未満	300以上	2以上
250以上	300以上	3以上

(2) 町村

予定処理区域の面積 (ha)	口 径 (mm)	下水排除量 (m ³ /日)
	300以上	2以上

注1 この表中一般市、町村とは、告示に定める一般市、町村をいう。

また、一般市及び町村は、いずれも令和3年4月1日現在のものをいう。

注2 この表による主要な管渠は、左欄の予定処理区域の面積に応じ、中欄の口径の管渠又は右欄の下水排除量を受け持つ管渠をいう。

注3 この表中予定処理区域の面積は、処理区がある場合は処理区の面積、処理分区がある場合は処理分区の面積とする。

なお、予定処理区域の面積は、いずれも令和3年4月1日現在の面積とする。

ただし、令和3年4月2日以降に新たに設定された処理区、処理分区については、設定当初の面積とする。

(参考：新旧対照表)

改正後 記	改正前 記
<p>次の各号すべてに該当する市町村の分流式の公共下水道に係る主要な管渠(改築以外の事業に限る。)の範囲は、別表に定める基準によることとする。</p> <p>一 告示第6項の別表に基づき算定した場合における当該市町村の平成28年度以降の各年度の補助対象率の平均が市町村の区分ごとに次表に掲げる率以下であること。</p> <p>(省略)</p> <p>二 当該市町村の平成28年度以降の各年度の補助対象率の実績の平均が市町村の区分ごとに次表に掲げる率以下であること。</p> <p>(省略)</p> <p>別表 (省略)</p> <p>注1 この表中一般市、町村とは、告示に定める一般市、町村をいう。 また、一般市及び町村は、いずれも令和3年4月1日現在のものをいう。 (削除)</p> <p>注2 この表による主要な管渠は、左欄の予定処理区域の面積に応じ、中欄の口径の管渠又は右欄の下水排除量を受け持つ管渠をいう。</p> <p>注3 この表中予定処理区域の面積は、処理区がある場合は処理区の面積、処理分区がある場合は処理分区の面積とする。 なお、予定処理区域の面積は、いずれも令和3年4月1日現在の面積とする。 ただし、令和3年4月2日以降に新たに設定された処理区、処理分区については、設定当初の面積とする。</p>	<p>次の各号すべてに該当する市町村の分流式の公共下水道に係る主要な管渠の範囲は、別表に定めのあるものについては、同表に定める基準によることとする。</p> <p>一 告示第6項の別表に基づき算定した場合における当該市町村の平成26年度以降の各年度の補助対象率の平均が市町村の区分ごとに次表に掲げる率以下であること。</p> <p>(省略)</p> <p>二 当該市町村の平成26年度以降の各年度の補助対象率の実績の平均が市町村の区分ごとに次表に掲げる率以下であること。</p> <p>(省略)</p> <p>別表 (省略)</p> <p>注1 この表中一般市、町村とは、告示に定める一般市、町村をいう。 また、一般市及び町村は、いずれも平成31年4月1日現在のものをいう。 なお、平成13年3月9日以降に市町村の合併をした市町村における適用は、告示別表注1のなお書きと同様とする。</p> <p>注2 この表による主要な管渠は、左欄の予定処理区域の面積に応じ、中欄の口径の管渠又は右欄の下水排除量を受け持つ管渠をいう。</p> <p>注3 この表中予定処理区域の面積は、処理区がある場合は処理区の面積、処理分区がある場合は処理分区の面積とする。 なお、予定処理区域の面積は、いずれも平成31年4月1日現在の面積とする。 ただし、平成31年4月2日以降に新たに設定された処理区、処理分区については、設定当初の面積とする。</p>

国 水 下 事 第 8 2 号
令 和 3 年 4 月 1 日

都道府県下水道担当部長
政令指定都市下水道担当局長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課長

公共下水道に係る主要な管渠の範囲の取扱いについて

公共下水道に係る主要な管渠の範囲については、令和3年4月1日付け国水下水事第77号国土交通省水管理・国土保全局長通達「「公共下水道に係る主要な管渠の範囲について」の改正について」（以下「局長通達」という。）により通知したところであるが、その取扱いについては下記によることとしたので、遺憾のないよう取り計らわれない。

なお、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨周知徹底方よろしく願います。

記

1. 局長通達の別表は、「下水道法施行令24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件」（昭和46年建設省告示第1705号）の第6項第1号の規定を踏まえ設けたものである。
2. 局長通達の一、二における「補助対象率」は、分流式の污水管きよに係るものみの補助対象率であり、1市町村で公共下水道と特定環境保全公共下水道の両事業を実施している場合には、両事業につき合算した補助対象率とする。
3. 局長通達の一、二における「補助対象率」は、市町村に複数の処理区が存在する場合は、原則としてこれらを合計した補助対象率を算定し、適用の可否を定めることとする。ただし、処理区毎に第1種、第2種及び第3種の区分の適用が異なる場合、種別毎に補助対象率を算定し、適用の可否を定めることとする。

4. 局長通達の一、二における「補助対象率」の計算にあたっては、以下に係る事業費を除くものとする。
 - ア) 新市街地関連として実施されるもの
 - イ) 下水道総合地震対策計画に位置づけられた分流式の污水管渠に係るもの（国土交通省告示別表に定める基準により補助対象となるものを除く。）
 - ウ) 下水道整備推進重点化事業交付要綱に定める重点アクションプランに位置づけられたもの
 - エ) 改築の事業に係るもの（令和3年度以降に実施されるものに限る。）
 - オ) 効果促進事業
5. 局長通達の一、二における「平成28年度以降の各年度」は、局長通達別表を適用しようとする年度の前年度までである。
6. 局長通達の一における補助対象率の「算定」に用いる別表は、平成30年度以前については平成25年改正別表（国土交通省告示第492号）を、平成31年度及び令和2年度については平成31年改正別表（国土交通省告示第498号）を、令和3年度以降については令和3年改正別表（国土交通省告示第289号）のうち改築以外の事業に係るものを、それぞれ適用するものとする。

なお、局長通達別表が適用された年度についても、補助対象率の「算定」の際には国土交通省告示別表を適用するものとする。

国水下企第115号
国水下事第76号
国水下流第39号
令和3年4月1日

記

都道府県下水道担当部長
政令指定都市下水道担当局長 殿
(以上地方整備局等
下水道事業担当部長等経由)
独立行政法人 都市再生機構担当部長
地方共同法人 日本下水道事業団事業統括部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

下水道企画課長

下水道事業課長

流域管理官

社会資本整備総合交付金交付要綱（下水道事業）の運用について

令和3年3月31日付け国国会第28955号により、社会資本整備総合交付金交付要綱について国土交通事務次官より通知したところであるが、附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件 第1章 基幹事業 イ 社会資本整備総合交付金事業 イー7 下水道事業 及び ロ 防災・安全交付金事業 ロー7 下水道事業に係る運用について、下記のとおり定めたので、遺憾のないよう取り計らわれない。

なお、貴管内の市（政令指定都市を除く。）町村に対しても、この旨周知方よろしくお願いする。

I. 下水道浸水被害軽減総合事業

1. 交付対象事業の要件

ア) 下水道浸水被害軽減型

- (1) 「駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区」について、具体的な地区を以下のとおりとする。
 - ・駅の周辺で、商業・業務施設の集積している地区
 - ・その地区に災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（緊急輸送道路、防災拠点、ヘリポートなど）を有する地区で、商業・業務地区、住宅地などの人口の集積している地区
 - ・国の防災関係機関、県庁、市役所などの災害時に国・地方公共団体の対策本部が設置される蓋然性が高い施設を有する地区
- (2) 「高齢者・障害者等要配慮者関連施設」とは、以下のとおりとする。
 - ・養護老人ホーム、身体障害者福祉センター、児童養護施設など、浸水発生時に迅速な対応や自主的な避難等が困難な人を収容する施設
- (3) 「地下街等」とは、以下のとおりとする。
 - ・地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設
- (4) 内水浸水シミュレーションによる被害の想定は、以下のとおり行う。
 - ・対象とする地区への降雨に対して、その地区の特性を反映した流出・氾濫現象を解析することとする。
 - ・内水浸水による被害の想定を行う際には、水位観測を実施し内水浸水シミュレーションの再現性を確保するなど、その妥当性を確認することとする。
また、災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置づけられた施設（防災拠点、避難地、地下街等）又は高齢者・障害者等要配慮者の関連施設が存在する地区については、内水浸水シミュレーションにより、当該施設の出入口などから雨水が流入し被害が想定されることを確認することとする。
 - ・放流先の河川の水位上昇に伴う樋門等が閉鎖された場合に想定される浸水面積及び浸水被害戸数を含めることができる。
 - ・ポンプ施設の耐水化を行う場合については、浸水によってポンプ施設が機能停止した場合に想定される浸水面積及び浸水被害戸数を含めることができる。

イ) 効率的雨水管理支援型

- (1) 「浸水シミュレーション等」とは、以下のとおりとする。
 - ・浸水シミュレーションや過去の浸水実績、地形情報等を活用した浸水想定手法

2. 交付対象事業の内容

ア) 下水道浸水被害軽減型

- (1) ⑥に係る交付対象事業は、以下のとおりとする。
 - ・樋門等とは、樋門及び樋管とする。
 - ・自動化とは、樋門等について、電動化や、センサー等により自動で閉鎖できるようにすることとする。

- ・無動力化とは、樋門等における逆流時に電力等を用いずに閉鎖できるようにすること（フラップゲートの設置等）とする。
 - ・遠隔化とは、樋門等を遠方で監視・操作できるようにすることとする。
- (2) ⑦に係る交付対象事業は、以下のとおりとする。
- ・ポンプ施設とは、雨水・汚水の排水を担う施設（マンホールポンプを含む。）とする。
 - ・耐水化とは、防水扉の設置、電気設備の上階への移設、防水仕様の設備への更新等とする。
- (3) ⑧、⑨に係る事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。
- ・対象地域については、地質、地形、地下水位、土地利用状況、道路等他の構造物への影響等を勘案し、適切に定めることとする。
 - ・事業主体は、あらかじめ、当該事業で見込む効果や事業の経済性等について具体的に示すこと（例：抑制される雨水の流出量や削減される汚濁負荷の量、他の雨水対策とのコスト比較など）。
- また、実際に発現する効果についても事業の進捗にあわせて適宜把握することとする。
- (4) ⑧、⑨に係る交付対象事業は、以下のとおりとする。
- ・下水道施設とは、雨水の貯留浸透機能を有する管渠及びこれを補完する施設（浸透トレンチ、浸透井等）、公共枳及び雨水の貯留施設であり、かつ下水道法施行令第24条の2第1項第1号に規定する主要な管渠及びこれに係る主要な補完施設に該当しないこととする。
 - ・浄化槽の改造とは、浄化槽改造時の清掃、内部部品の撤去・改造、ポンプの購入・設置等とする。
 - ・附帯の配管とは、雨水の集排水のための配管等とする。

イ) 効率的雨水管理支援型

- (1) 下水道浸水被害軽減総合計画の策定とは、計画の策定(水位観測計画の策定等を含む。)に係る調査を含むこととする。なお、効率的雨水管理支援型の検討に関する下水道浸水被害軽減総合計画の策定にあたっては、社会資本総合整備計画に当該計画が記載されていることを要しない。
- (2) (2)及び(3)の事業の実施における「削減された費用」とは、以下のとおりとする。
- ・既存の全体計画等に基づき整備する予定であった施設のうち、効率的雨水管理型の検討により取り止めた施設の整備に要する費用。
- (3) (3)に係る交付対象事業は、以下のとおりとする。
- ・浄化槽の改造とは、浄化槽改造時の清掃、内部部品の撤去・改造、ポンプの購入・設置等とする。
 - ・附帯の配管とは、雨水の集排水のための配管等(校庭、公園や水田等への雨水の貯留に係る集排水のための配管等を含む。)とする。

3. 下水道浸水被害軽減総合計画

- (1) 下水道浸水被害軽減型の計画策定にあたって対象とする降雨は、再度災害の防止及び事前防災・減災の観点から必要となる程度とする。なお、事前防災・減

災の観点から必要となる程度とは、当該都市に降った既往最大降雨を基本とする。対象とする降雨を他地域の大規模降雨とする場合には、内水浸水シミュレーションで当該降雨を基にした内水ハザードマップを策定・公表することとする。

- (2) 下水道浸水被害軽減総合計画は、以下の事項を定める。なお、当該計画は、必要に応じて、地域住民等の参画を得て策定する。
- ① 対象地区の概要及び選定理由
 - ② 整備目標（効率的雨水管理支援型については、浸水リスク評価に応じた対策目標）
 - ③ 内水ハザードマップ策定状況（なお、計画策定時に内水ハザードマップ未策定の場合は計画期間内に策定することとする。）
 - ④ 事業内容及び年度計画（効率的雨水管理支援型については、既存施設を最大限活用した対策）
 - ⑤ 整備効果（効率的雨水管理支援型については、費用削減効果）
 - ⑥ 放流先河川との調整状況（効率的雨水管理支援型をのぞく）
 - ⑦ その他必要な事項

4. 留意事項

下水道浸水被害軽減総合計画に位置付けた施設は、速やかに事業計画に位置付けることとする。

II. 下水道総合地震対策事業

1. 交付対象事業の要件

- (1) 「上水道の取水口より上流に位置する予定処理区域」とは、以下のとおりとする。
 - ・当該予定処理区域内の施設(処理場、ポンプ場、管渠)の一部又は全部が上水道の取水口より上流にある予定処理区域
- (2) 「災害復旧事業終了後5年以内に完了する事業」とは、以下のとおりとする。
 - ・全ての災害復旧事業の成功認定を受けた日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日までに実施する事業とする。なお、5年を超えて実施する事業については交付対象外とする。

2. 交付対象事業の内容

- (1) 「防災拠点及び避難地」とは、以下のとおりとする。
 - ・防災拠点とは、広域防災拠点、その他防災拠点としての機能を持つ施設とする。
 - ・避難地とは、広域避難地、一次避難地、その他避難地としての機能を持つ施設とする。
- (2) 「高齢者・障害者等要配慮者関連施設」とは、以下のとおりとする。
 - ・養護老人ホーム、身体障害者福祉センター、児童養護施設など、被災時に迅速な対応や自主的な避難等が困難な人を収容する施設とする。
- (3) 「感染症拠点病院」、「災害拠点病院」とは、以下のとおりとする。
 - ・感染症拠点病院とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する感染症指定医療機関とする。
 - ・災害拠点病院とは、厚生労働省の災害拠点病院指定要件に基づき、都道府県が指定する病院とする。
- (4) 「重要物流道路及び代替・補完路」とは、以下のとおりとする。
 - ・道路法第四十八条の十八にもとづく重要物流道路及び重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であって、当該災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わって必要となるものとして国土交通大臣が当該道路の道路管理者の同意を得てあらかじめ指定したもの
- (5) 「イー7ー(2) 2. ア」の対象となる事業を実施中又は実施済みの地区」には、「イー7ー(2) 2. ア」の交付対象事業の要件に該当しており、「イー7ー(2) 2. ア」を適用せずに雨水の貯留・排水施設の整備を実施した地区を含むものとする。
- (6) 「都市機能が集積していること」とは、以下に掲げるいずれかの施設が集積している地区であって、主な土地利用が工場(跡地を含む。)又は住宅地でない地区であることをいう。
 - ①劇場、百貨店、事業所その他の商業・業務施設
 - ②官公庁施設
- (7) 「マンホールトイレシステム」とは以下のとおりとする。
 - ・マンホール蓋から下水本管への接続部分及び貯水槽等マンホールトイレを利用するために必要な施設を交付対象とし、便器及び仕切り施設(テント等)は

除く。

3. 下水道総合地震対策計画

- (1) 事業内容は、下水道が最低限有すべき機能を確保する耐震化及び下水道のバックアップ対策等の減災対策事業を含むこととする。
- (2) 下水道総合地震対策計画は、以下の事項を定める。
 - ① 対象地区の概要
 - ② 対象地区の選定理由
 - ③ 計画目標
 - ④ 計画期間
 - ⑤ 防災対策の概要
 - ⑥ 減災対策の概要
 - ⑦ 計画の実施効果
 - ⑧ 下水道BCP策定状況(なお、計画策定時に下水道BCP未策定の場合は計画期間内に策定することとする。)

Ⅲ. 合流式下水道緊急改善事業

1. 交付対象

要綱においては、本事業の交付対象は下水道事業を実施する地方公共団体としているが、原則として、下水道法施行令附則（平成15年9月25日政令第435号）第5条において、その処理区域の面積が国土交通省令で定める面積以上であるもの又は合流式の流域下水道及びそれに接続している合流式の流域関連公共下水道であって当該合流式の流域関連公共下水道の処理区域の面積の合計が国土交通省令で定める面積以上であるものに限る。

2. 合流式下水道緊急改善計画

(1) 内容

1) 対象地区の計画目標については、以下の3項目について定めることとする。

- ① 汚濁負荷量の削減
- ② 公衆衛生上の安全確保
- ③ 夾雑物の削減

なお、計画目標については、“合流式下水道の当面の改善目標”として以下の目標を十分に勘案して設定することとする。

① 汚濁負荷量の削減

分流式下水道と置き換えた場合に排出する汚濁負荷量と同程度以下（いわゆる分流式下水道並み）となること

② 公衆衛生上の安全確保

全ての雨水吐において未処理放流水の放流回数を半減させること

③ 夾雑物の削減

全ての雨水吐で夾雑物の流出を極力防止すること

2) 合流式下水道緊急改善計画は、以下の事項を定める。

- ① 対象地区の概要
- ② 計画目標(合流式下水道の当面の改善目標との関係を含む。)
- ③ 計画期間
- ④ 整備効果
- ⑤ 事業の効率化に関する取り組み
- ⑥ 事業内容及び年度計画
- ⑦ 評価結果

3) 計画の策定に当たっては、以下の事項について検討し、効率的かつ効果的な改善事業となるよう努めることとする。

- ① 未処理放流等の実態の把握や放流先のモニタリング等の調査を充分に行うこと
- ② 適切なモデル方式を採用し、合流式下水道の実態に応じた対策を講じること
- ③ SPIRIT21の開発技術などの新技術の導入を検討すること
- ④ 改善対策手法の比較等を実施すること
- ⑤ 未処理放流等で特に影響を受けやすい水域では、消毒を行うなどにより、未処理放流による汚染リスクを解消する対策を検討すること
- ⑥ 未処理放流状況の情報提供等のソフト対策について検討すること

4) 雨水対策と併用して整備する施設については、雨水対策と合流改善対策との整備の考え方及び合流改善機能の適切な発現のための運用方針等を明らかにすることとする。

(2) 下水道法事業計画との関係

合流式下水道緊急改善計画に位置付けた施設は、速やかに事業計画に位置付けることとする。

(3) 評価の実施

1) 評価は、事業主体が改善目標の達成状況の確認等を行い、重点的、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、その公表により事業の成果を地域住民に対してより分かり易く示すことを目的として実施する。

2) 評価は、事業主体がこれまでに実施してきた合流式下水道の改善に係る事業について評価を行うこととする。また、計画の中間年度終了時に中間評価を行うとともに、計画期間終了後に事後評価を行うこととする。

3) 評価の内容は次の各号のとおりとする。

- ① 対象事業の進捗状況
- ② 目標の達成状況及び下水道法施行令附則（平成15年9月25日政令第435号）第2条の2に基づく改善期限までの目標達成の見通し
- ③ 対象事業の整備効果の発現状況
- ④ 事業の効率化に関する取り組み状況
- ⑤ 今後の方針

4) 評価を実施した場合、その結果を速やかに公表するとともに、国土交通省に提出するものとする。

5) 評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性を確保するため「アドバイザー会議」を開催するなど、学識経験者等の第三者の意見を求めること。なお、アドバイザー会議等の設置は以下を参考にされたい。

① 会議の設置対象

処理区域として合流式下水道を有する市町村及び流域下水道が合流式である都道府県とする。

② 会議の設置方法

設置対象ごとに設置する。

なお、市町村(政令指定都市を除く。)は、自ら設置する方法に代えて、都道府県にて設置される会議に依頼する方法や近隣市町村でまとめて設置する方法も採りうるものとする。

③ 会議の構成

地域の下水道、水環境、水辺の利用状況等に詳しい地域の学識者や地域の経済団体、NPO等の有識者等とする。

④ 会議での意見聴取事項

- ・合流式下水道の公共用水域に与える影響
- ・合流式下水道の改善に向けての基本的考え方
- ・各対象地区の合流式下水道緊急改善計画
- ・合流式下水道緊急改善事業を実施したことによる変化のモニタリング
- ・その他合流式下水道緊急改善事業の推進に関する事項

6) 事業主体は、事業の効率化に関する取り組み状況の評価において、SPIRIT21などの新技術の導入や、改善対策手法の経済性、ソフト対策の導入等の取り組み状況が十分でないと思われる場合は、評価結果を反映して計画を見直し、適切な改善措置を講じることとする。

IV. 都市水害対策共同事業

1. 交付対象事業

- (1) 「当該地区又は近傍の地区」とは、下水道の雨水貯留施設又は河川の洪水調節施設が設置されている市町村の区域を基本とする。
- (2) 「その他共同で施設を利用するために必要な施設」とは、附帯設備(ゲート設備等)、電気計装設備(監視制御設備、ケーブル配管等)等とする。

2. 留意事項

(1) 事業計画の作成

- 1) 本事業を実施する地方公共団体は、本事業の実施に当たり、あらかじめ河川管理者と協議調整の上、事業に関する基本的事項を定めた計画(以下「事業計画」という。)を作成すること。
- 2) 事業計画では、以下の事項を記載する。
 - ① 対象地域の概要
地理的・社会的状況、過去の浸水被害の状況、下水道整備及び河川整備の現状等
 - ② 事業期間
年次計画の概要等
 - ③ 整備効果
出水特性や降雨規模を踏まえ、対象となる下水道の雨水貯留施設と河川の洪水調節施設を融通利用することによる浸水被害の軽減効果について、費用効果分析を含めて整理すること。
 - ④ ネットワーク化施設等の概要
ネットワーク管の管径、延長、概算事業費等
 - ⑤ 河川管理者との事業実施区分
施工区分等

(2) 整備に要する費用負担

ネットワーク化施設及びその他共同で施設を利用するために必要な施設の整備に要する費用の負担については、下水道管理者と河川管理者でそれぞれ2分の1ずつを負担することを基本とするが、これによりがたい場合は、河川管理者と協議調整し、双方の合意のもとに決定することとする。

(3) 施設の運用方法及び維持管理

1) 施設の運用方法

河川の洪水調節施設とネットワーク化された下水道の雨水貯留施設において相互に融通利用をするために必要な施設(ゲート、ポンプ等)の操作ルール、降雨や施設操作等についての情報伝達・共有化方法など具体的な運用方法について、河川管理者と協議調整し、相互の合意のもとに決定することとする。

2) 施設の維持管理区分

ネットワーク化施設及びその他共同で施設を利用するために必要な施設の維持管理の区分について、河川事業者と協議調整し、双方の合意のもとに決定することとする。

(4) 河川管理者との連携・協議体制等

河川管理者と上記の協議調整をするに当たっては、都市雨水対策協議会等により、十分な調整に努めることとする。

V. 下水道整備推進重点化事業

1. 交付対象事業の要件

- (1) 本事業の対象は「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成26年1月）」に基づき策定されたアクションプランのうち、以下に該当するものとする。
 - ・低コスト技術の採用やPPP/PFI手法の導入等高度な創意工夫が図られかつ残整備区域における1人あたりの下水道整備費用が60万円以下の予定処理区（処理分区の場合は予定処理分区。以下同じ。）における事業
- (2) 1. (1)については、予定処理区単位で確認することとする。したがって、アクションプランには本事業の適用を受ける予定処理区毎に創意工夫の内容や整備費用を明確にすることとする。

2. 交付対象事業の内容

「重点アクションプランに位置づけられた汚水に係る管渠」とは、1. (1)及び(2)の要件を満たす予定処理区内の管渠のこととする。

3. 留意事項

- (1) 本事業を実施する市町村は、上記1. (1)を満たすアクションプランを策定後、速やかに広く広報、周知するとともに、社会資本総合整備計画に要件を満たす根拠を明記することとする。
- (2) 1. (1)に定める下水道整備費用には、処理場の増設や汚水ポンプの整備費用も含む。なお、地形や大規模な設備増設等の特殊な事情がある場合は、個別に国土交通省と協議を行うことができる。
- (3) 本事業を実施する予定処理区においては、中間評価及び最終評価で事業費の実績値が1. (1)の要件を満たしていることを要件とすることとする。なお、中間評価及び最終評価で事業費の実績値が1. (1)の要件から外れる恐れがある場合には、予め国土交通省に報告の上、相談いただきたい。

VI. 下水道ストックマネジメント支援制度

1. 定義

- (1) 「施設の計画的な改築を行うために必要な点検・調査」として交付対象となる事業は、施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法（状態監視保全）とした施設・設備のうち、「下水道ストックマネジメント計画」の「施設の管理区分の設定」に記載した点検頻度もしくは調査頻度に基づく点検・調査をいう。なお、処理場・ポンプ場施設の点検のうち、日常的な運転管理の一環として実施される点検については、交付対象事業にはあたらない。
- (2) (1) には、交付対象となる管渠及びこれを補完する施設（以下、「管路」という。）の計画的な改築を目的として、当該管路と接続した管路であり、かつ、当該管路の整備時期とほぼ同時期（概ね前後10年間）に整備された管路を含めて一体的に実施される点検・調査を含む。
- (3) 「『下水道ストックマネジメント計画』の策定」として交付対象となる事業には、以下が含まれる。
 - ① 下水道ストックマネジメント計画を策定するための地方公共団体独自の維持管理・改築に係る計画・方針等の検討業務
 - ② ①の検討のために必要となる施設の諸元及び既存点検・調査結果等のデータとりまとめ（電子化を含む。）
- (4) 「計画的な改築」として交付対象となる事業は、「下水道ストックマネジメント計画」の「改築実施計画」に記載した事業とする。ただし、施設・設備の異状の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法（事後保全施設）に分類した施設に係る改築事業にあっては、「下水道ストックマネジメント計画」の「改築実施計画」に記載する必要はない。

2. 交付対象事業

- (1) 下水道ストックマネジメント計画は、下水道施設全体を俯瞰して持続的な機能確保を図る観点から、事業主体ごと、もしくは、事業計画ごとに策定することとする。
- (2) 下水道ストックマネジメント計画には、以下の事項を定めることとする。
 - ① スtockマネジメント実施の基本方針
 - ② 施設の管理区分の設定
 - ③ 改築実施計画（計画期間は5年以内とする。）
 - ④ スtockマネジメントの導入によるコスト削減効果

VII. 下水道広域化推進総合事業

1. 交付対象事業

- (1) 「し尿受入施設」については、し尿や下水道以外の汚水・汚泥を受け入れる施設として、前処理施設・ポンプ施設・管渠等の新設・改築費用を交付対象とすることができる。

<事業計画記載例>

例えば〇〇衛生センター（し尿処理場）の機能を廃止し、A公共下水道〇〇処理区（終末処理場：〇〇浄化センター）に接続する場合、事業計画（第4表、処理施設を有さない場合は第3表）に次のように記載する。

処理施設 の名称	位置	敷地面積 (単位アール)	処理方法	処理能力		概要
				晴天日最大 (単位 立方メートル)	雨天日最大 (単位 立方メートル)	
〇〇浄化 センター	C町大字 △△	1,000	標準活性 汚泥法	20,000	-	25,600

計画下水量(日最大)
15,200m³/日
全体計画処理能力
(日最大)
30,000m³/日
流入水質
BOD 200mg/l
SS 180mg/l
放流水質
BOD 20mg/l
SS 20mg/l

〇〇衛生センターの機能を廃止し、
希釈し尿を受け入れる

- (2) 汚水処理施設の統合を行う場合については、既存施設の改築を行うよりも、経済的である事業を交付対象とする。

なお、汚水処理施設の統合のために新たに必要な施設の設置と一体的な事業であり、かつ、汚水処理施設の統合化に要する費用と既施設の撤去・処分費用の合計が、改築に要する費用と既施設の撤去・処分費用の合計よりも安価である場合は、統合化に伴う既施設の撤去・処分費用も含めて交付対象とすることができる。この場合、廃止する処理場等の施設については事業計画に記載することとする。

<事業計画記載例>

例えば、A流域下水道〇〇浄化センターにおいて、B農業集落排水処理施設の汚水を受け入れて、B農業集落排水処理施設の撤去費を交付対象とする場合、事業計画（第4表、処理施設を有さない場合は第3表）に次のように記載する。

処理施設調査書							
処理施設の名称	位置	敷地面積 (単位 アール)	処理方法	処理能力			摘要
				晴天日最大 (単位立方 メートル)	雨天日最大 (単位立方 メートル)	計画処理 人口(人)	
〇〇浄化センター	C町大字 △△	1,000	標準活性汚泥法	32,000	-	44,600	計画下水量(日最大) 31,250m ³ /日 全体計画処理能力 (日最大) 80,000m ³ /日 流入水質 BOD 200mg/l SS 180mg/l 放流水質 BOD 20mg/l SS 20mg/l 〇〇浄化センターへの汚水受け入れに伴い、〇〇農業集落排水処理施設を廃止。

2. 交付対象

「計画策定」については、下水道事業を実施していない地方公共団体も交付対象を含む。

3. 留意事項

(1) 下水道以外の汚水処理施設と事業を実施する場合

- 関係する汚水処理施設の発生汚泥量等については、下水道法に基づく事業計画に位置付けることとする。
- 「処理人口及び処理水量の2分の1以上を下水道事業が対象としている地域に限る」場合を交付対象としているが、し尿受入施設及び汚水処理施設の統合に必要な施設については、処理水量の一部が下水道事業である地域を交付対象とする。また、「計画策定」については、下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定を交付対象とする。
- 計画及び事業実施にあたっては、都道府県及び市町村の下水道担当部局は、農業集落排水担当部局その他関係部局と十分な連絡調整を図ること。

(2) 複数の地方公共団体で事業を実施する場合

- 本事業の実施に当たって、関係するそれぞれの都道府県及び市町村（一部事務組合を含む。）は、下水汚泥の輸送や集約処理等に関して、あらかじめ下水道法に基づくそれぞれの事業計画に位置付けるものとする。
- 交付対象及び経費負担について、「原則として、当該施設の設置又は改築を行う地方公共団体が当該施設の設置又は改築を交付対象事業として行うことができる」としているが、「計画策定」についてはこの限りではない。

(3) 地方自治法第252条の14に基づき市町村から都道府県へ汚泥処理に関する事務委託を行う場合

1) 事務委託の内容

- 地方自治法第252条の14に基づく事務委託により、委託に係る事務の範囲においては、事業主体及び下水道法上の管理者は都道府県となること。
- 市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)が都道府県に委託する事務の範囲は、原則として汚泥処理に係る施設の建設及び維持管理とすること。
- 建設費及び維持管理費の按分比率は、都道府県及び関係する市町村で協議調整の上、計画汚泥量比等により定めること。
- 地方自治法第252条の14に基づいて、他の下水道管理者に下水汚泥の処理を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律は適用されない。

2) 下水道事業計画の定め方について

- 流域下水道と公共下水道が一体となって下水汚泥の広域処理を行う場合にあっては、流域下水道事業と公共下水道事業において、あらかじめ下水道法に規定する事業計画を定めること。
- 流域下水道及び公共下水道に係る事業計画書の記載方法について

流域下水道と公共下水道が一体となって下水汚泥の広域処理を行う場合の事業計画は、関係各下水道事業計画に位置付けられるものであるが、手続の簡素化の観点から、「主要な施設」は、核となる流域下水道の事業計画にのみ記載するものとする。

<事業計画記載例>

例えば、A流域下水道〇〇浄化センターにおいて、B市、C町、D町の公共下水道から脱水ケーキを受け入れて、A流域下水道の脱水ケーキとあわせて焼却処理する場合、それぞれの事業計画に次のように記載する。

処理施設の敷地内の主要な施設					
処理施設の名称	主要な施設の名称	個数	構造	能力	摘要
〇〇浄化センター	流入管渠	1列	鉄筋コンクリート造	流量 約1.39m ³ /秒	
	沈砂池	5池	鉄筋コンクリート造	水面積負荷 約1,800m ² /m ² ・日	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	
	焼却炉	2基	流動焼却炉	100t/日(1基あたり)	B市、C町、D町の委託を受けて、 A流域下水道脱水ケーキ 100t/日 B市公共下水道脱水ケーキ 50t/日 C町公共下水道脱水ケーキ 30t/日 D町公共下水道脱水ケーキ 20t/日 を焼却処理する。 ※1

※1 摘要欄の脱水ケーキ量の内訳が変わっても、施設の能力変更が生じなければ、軽微な変更扱いとする。

①核となる流域下水道事業(A流域下水道)の事業計画(第4表)

②その他の下水道事業(B公共下水道)の事業計画(第4表)

処理施設調査							
処理施設の名称	位置	敷地面積 (単位 アール)	処理方法	処理能力			摘要
				晴天日最大 (単位立方 メートル)	雨天日最大 (単位立方 メートル)	計画処理 人口(人)	
◎◎終末 処理場	B市 ◎◎町	300	標準活性 汚泥法	16,000	-	22,300	計画下水量(日最大) 15,625m ³ /日 全体計画処理能力 (日最大) 20,000m ³ /日 流入水質 BOD 200mg/l SS 180mg/l 放流水質 BOD 20mg/l SS 20mg/l 脱水ケーキの焼却処理 を○県に事務委託
	E町大字 △△	(○県○ 流域下水 道○○浄 化セン ター内)					

処理施設の敷地内の主要な施設					
処理施設の名称	主要な施設の名称	個数	構造	能力	摘要
◎◎終末 処理場	流入管渠	1列	鉄筋コンクリート造	流量 約0.35m ³ /秒	
	沈砂池	2池	鉄筋コンクリート造	水面積負荷 約1,800m ³ /m ² ・日	
	・	・	・	・	
	・	・	・	・	
	汚泥脱水機	3台	ベルトプレス	約130kgDS/m・時	
	汚泥輸送車	1台	鉄筋コンクリート造	1t積みトラック	脱水ケーキを輸送
	・	・	・	・	
	沈砂池		流動焼却炉	50t/日相当分	焼却処理を○県に事務委託

Ⅷ. 下水道リノベーション推進総合事業

1. 交付対象事業

(1) 未利用エネルギー活用事業に係る定義は、以下のとおりとする。

- ① 「下水道バイオガス」とは、「下水汚泥等の処理に伴い発生するメタンを主成分とするガスや、それを加工して得られるガス」とする。
- ② 「公共又は公益の用途」とは、公共施設(市役所、学校、図書館等)における利用、バス等公共交通機関や低公害車の燃料・都市ガスの原料としての利用等の用途をいう。
- ③ 「地域全体で効率的であると認められる地域」とは、地域に賦存するバイオマスの有効利用の最適化を図る「バイオマス利活用計画」(バイオマス利活用の現状と課題、バイオマス利活用の方向性、利活用に向けた具体的取組等を定めた計画)において、地域全体で下水汚泥と他のバイオマスを一体的に有効利用することが効率的であると位置付けられた地域をいう。

(2) 積雪対策推進事業に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下のとおりとする。

- ① 流雪水路とは、河川水等の持つ運動エネルギーを利用し、雪の搬送を行う施設をいい、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
 - ・流速、水深を確保するための隔壁や止水板の設置、インバート化及び投雪口の設置(既設管の改造を含む。)、その他必要な施設。
 - ・一本の雨水管を道路の両側に分けるなど、二条管とする必要がある場合は、当該雨水路について合算した下水排除面積により、昭和46年建設省告示第1705号を適用する。
 - ・流雪用水として下水処理水や河川水等を交付対象となる主要な流雪水路に導水するために必要な施設として、処理水の浄化施設、取水施設、ポンプ施設及び送水管。
- ② 融雪水路とは、下水処理水等の持つ熱エネルギー及び運動エネルギーを利用し、融雪及び雪の搬送を行う施設をいい、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
 - ・融雪を行うために必要な水深及び流速を確保するための隔壁や止水板の設置、インバート化及び投雪口の設置(既設管の改造を含む。)、その他必要な施設。
 - ・一本の雨水管を道路の両側に分けるなど、二条管とする必要がある場合は、流雪水路の規定に準ずる。
 - ・流融雪用水として下水処理水や河川水等を交付対象となる主要な流融雪水路に導水するために必要な施設として、処理水の浄化施設、取水施設、ポンプ施設及び送水管。
- ③ 処理水供給施設とは、流雪溝、消雪パイプ等に下水処理水を供給するための施設をいい、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
 - ・浄化施設、ポンプ施設及び送水管(他の管理者が設ける受水槽、計量器、熱交換器、止水栓等の手前まで)等。
- ④ 融雪槽のうち、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
 - ・融雪槽(雪捨て場)への処理水給水管、排水管、沈砂掻寄せ機、投雪等に必要設備等。

(3) 下水処理水・雨水再利用事業に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下のとお

りとする。

- ① 送水施設とは、当該施設が処理水の送水に必要な施設で、かつ延長は概ね10km以内とする。

2. 留意事項

- (1) 未利用エネルギー活用事業に係る事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。
 - ① 交付対象事業の未利用エネルギー活用事業(b)において、本事業により回収した下水道バイオガスのうち、下水汚泥以外のバイオマスを投入することによって得られるものについては、全量処理場内で活用すること。
 - ② 交付対象事業の未利用エネルギー活用事業(b)及び(d)において、剪定廃材、生ごみ又は家畜排せつ物を廃棄物として受け入れる場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)の適用が及ぶものであること。
なお、剪定廃材又は生ごみを廃棄物として受け入れる場合において、当該廃棄物を投入する消化施設が廃掃法第8条第1項に定める一般廃棄物処理施設に該当する場合には、所要の手続きをとること。
また、家畜排せつ物を廃棄物として受け入れる場合において、当該廃棄物を投入する消化施設は廃掃法施行令第7条に定める産業廃棄物処理施設には該当しない。
この他、剪定廃材又は生ごみを廃棄物として受け入れる場合において、当該事業に関係する市町村の廃棄物処理担当部局が定める、廃掃法第6条に基づく一般廃棄物処理計画との整合に留意すること。
剪定廃材、生ごみ又は家畜排せつ物以外のバイオマスを廃棄物として受け入れる場合には、国土交通省と別途協議すること。
- (2) 積雪対策推進事業に関し、事業主体は、あらかじめ次の事項について事業実施計画を定め、国土交通省と協議すること。
 - ① 下水道事業として実施しようとする積雪対策の基本方針
 - ② 積雪対策に資する下水道整備の事業計画概要
 - ・ 計画対象区域
 - ・ 除・排雪状況
 - ・ 積雪対策に資する下水道整備の全体概要
 - ・ 当面の事業実施計画
 - ③ なお、処理水を主要な流雪水路、融雪水路などの下水道施設、流雪溝及び消雪パイプ等に供給する場合は、吐口として下水道法で定める事業計画書の吐口調書に記載すること。
- (3) その他、「VII. 下水道広域化推進総合事業」の交付対象事業であって、下水汚泥の有効利用に係る事業については、「VII. 下水道広域化推進総合事業」に記載の内容に従うこととする。

IX. 新世代下水道支援事業制度

1. 定義

機能高度化促進事業 新技術活用型における「官民共同開発」でいう「官」とは、「政府機関」とする。

2. 交付対象事業

- (1) 水環境創造事業 水循環再生型に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下のとおりとする。
 - ① 管渠等とは、雨水の貯留浸透機能を有する管渠及びこれを補完する施設(浸透トレンチ、浸透井等)、公共枳及び雨水の貯留施設であり、かつ下水道法施行令第24条の2第1項第1号に規定する主要な管渠及びこれに係る主要な補完施設に該当しないものとする。
 - ② 浄化槽の改造とは、浄化槽改造時の清掃、内部部品の撤去・改造、ポンプの購入・設置等とする。
 - ③ 附帯の配管とは、雨水の集排水のための配管等とする。
- (2) 機能高度化促進事業 ICT活用型に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下のとおりとする。
 - ① 事業所又は家庭の排水水質、水量の自動測定・常時監視に必要な測定機器とは、以下の項目等について遠隔操作により自動的に測定・監視できるものとする。
測定項目等
水素イオン濃度、水温、浮遊物質、化学的酸素要求量、生物化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量、油分、シアン化合物、六価クロム化合物、その他公共用水域の水質の保全のため必要な項目及び下水の水質について定性的に判断するために必要なもの及び流量。
 - ② 事業所又は家庭の排水水質、水量の自動測定・常時監視に必要な附帯施設とは、事業所から排除される下水を採水するために必要な枳、停電時の電源確保のための無停電装置等とする。
 - ③ 測定データを送信するために必要な通信設備とは、光ファイバー等の通信線、測定データを送信するために測定現場である送信地及び処理場等の受信地に設置されるテレメータ装置とする。
 - ④ 収集したデータを集計・分析するために必要な機器とは、事業所に設置された測定装置の遠隔操作、データの収集及び収集したデータの分析のために必要な中央制御装置、表示装置及びデータ記憶装置等とする。
- (3) 用地に関する交付対象事業の範囲について
事業実施のために新たに用地の確保を要する場合においては、個別に国土交通省が必要と認めたものについて、交付対象事業の範囲の施設が要する用地についても交付対象事業の範囲とすることができる。
但し、水環境創造事業 水循環再生型のせせらぎ水路、植栽、遊歩道、四阿、魚巢ブロック等の設置に該当するものは除く。

3. 留意事項

交付対象事業の水環境創造事業 水循環再生型 (b)に係る事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。

- ・ 対象地域については、地質、地形、地下水位、土地利用状況、道路等他の構造物への影響等を勘案し、適切に定めるものとする。
- ・ 事業主体は、あらかじめ、当該事業で見込む効果や事業の経済性等について具体的に示すこと(例：抑制される雨水の流出量や削減される汚濁負荷の量、他の雨水対策とのコスト比較など)。
また、実際に発現する効果についても事業の進捗にあわせて適宜把握するものとする。

X. 下水道地域活力向上計画策定事業

1. 目的

- (1) PPP/PFI手法とは、包括的民間委託方式、設計・施工一括発注方式 (DB)、設計・施工・運営一括発注方式 (DBO) 及びコンセッションを含むPFI方式等とする。
- (2) 他の污水处理施設とは、農業・漁業集落排水施設、合併浄化槽、コミュニティプラント、し尿処理施設等の污水の適正処理のための施設とする。

2. 交付対象事業

交付対象となる調査については、PPP/PFI手法の活用やデジタル化を含む下水道施設(下水道事業と一体的に実施する他の污水处理施設を含む。)の整備・管理の広域化・効率化に必要な、事業実施手法の導入スキーム、実施方針等の検討(アドバイザー費用を含む。)、施設老朽度調査及び施設情報の電子化を含む資産調査(デューディリジェンス)を含むものとする。

3. 留意事項

「PPP/PFI手法の活用を前提とした下水汚泥のエネルギー・農業利用に係る計画の策定」にあたっては、PPP/PFI手法の活用を前提としているため、当該計画に係る事業の期間、特性、規模等を踏まえた適切なPPP/PFI手法の導入を検討することを原則とする。

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当部長
(以上地方整備局等
下水道事業担当課長等経由)
独立行政法人都市再生機構下水道担当課長
地方共同法人日本下水道事業団下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課 企画専門官

令和3年度事業執行にあたっての交付対象範囲の確認事項について

下水道事業の執行については、各事業主体において鋭意ご尽力いただいているところですが、社会資本整備総合交付金等の基幹事業の交付対象範囲について、改めて下記事項を確認いただき、適切な執行をお願いいたします。また、都道府県におかれては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、その旨周知方をお願いいたします。

なお、確認事項の内容について、不明な点等がある場合には、個別に相談をお願いいたします。

記

I. 計画等

1 測量設計費について

以下の①～⑯の調査・検討業務について、測量設計費として交付対象となる。

- ①計画放流水質の算出（季節別処理水質等との整合の検討を含む）及び段階的高度処理等の処理方法の評価を実施するための調査（水質調査を含む）・検討、その他施設計画の検討に係る業務。
- ②計画的な地震対策事業、津波対策事業の実施に必要なシミュレーションの実施、下水道施設の耐震診断、耐津波診断等に係る点検、調査その他の施設計画の検討業務。
- ③浸水対策事業の実施に必要な、豪雨時におけるマンホールの安全性、下水道施設の耐水性、浸水安全度の向上のための施設計画等に係る調査（水位・流量観測、水理模型実験を含む）、浸水想定を含むシミュレーション、気候変動を踏まえた中長期的な計画その他の施設計画の検討業務。

- ④合流式下水道の改善に係る検討（合流式下水道緊急改善計画見直しを含む。）に必要なシミュレーションの実施、施設計画に係る調査、越流水質状況等のモニタリング調査その他の施設計画の検討業務及び社会資本整備総合交付金交付要綱に定める合流式下水道の改善に係る事業についての評価の実施に係る調査。
- ⑤計画的な改築事業の実施に必要な下水道施設（処理場・ポンプ場、管渠等）の点検、調査、既設管渠の漏水、浸入水に係る点検、調査（空洞調査、情報収集調査を含む。）その他の施設計画の検討（AI、IoTを用いるものを含む。）業務。
- ⑥ディスプレイ導入の可否検討に必要な点検、調査その他の施設計画の検討業務。
- ⑦効率的な事業実施のためのアンケート調査・事業内容及び事業規模の見直しを含む施策の優先順位の検討・基本的な計画検討（見直しを含む。）等業務。
- ⑧事業再評価において、費用対効果を分析するために必要な調査（CVM調査を含む。）・検討に係る業務。
- ⑨地下水や地盤への影響等、下水道工事の実施に伴って生じる事業損失を把握するための事前及び事後の調査。
- ⑩公共工事の品質確保のために必要となる施工監督、積算に必要な資料の作成、技術提案の審査評価などの現場技術業務（「都市・地域整備局所管補助事業における公共工事の品質確保について」（平成18年5月16日付け都市・地域整備局各課長連名通知）を参照）。
- ⑪工事の積算において物価資料等に公表されていない単価を決定するにあたり、特別調査により単価を調査する業務。
- ⑫ポンプ場・処理場等を対象にBIM/CIMモデル（3次元モデル）を活用した施設設計等を実施する業務。
- ⑬事業の実施を前提としたPPP/PFI事業を含めた事業実施手法の導入スキーム及び実施方針等の検討に関する調査。
- ⑭処理場及びポンプ場等の統廃合や遠方監視、遠方操作による集約管理等（AI、IoTを用いるものを含む。）、下水道システムの再構築に資する調査計画業務。
- ⑮事業の実施を前提とした、複数処理区の汚泥等（他の污水处理施設から発生する汚泥及び汚泥以外のバイオマスを含む。（以下同じ。））の集約処理、複数の市町村にわたる広域的な汚泥処理、汚泥等の燃料・肥料としての利用に係る計画の検討業務（汚泥等

の成分分析、燃料・肥料の試験又は分析を含む)。

⑯下水道事業として行う下水熱利用設備の整備に必要な下水の流量・温度等の調査、シミュレーションその他の施設計画の検討業務。

⑰「下水道事業におけるエネルギー効率に優れた技術の導入について」(平成 29 年 9 月 15 日付け国水字第 38 号) に基づく、施設の設計見直しに係る検討業務。

⑱浸水対策、地震対策等の事業の実施を前提としたシミュレーション等の検討に必要な施設台帳等のデジタル化。

2 雨水公共下水道事業の取り扱いについて

社会資本整備総合交付金交付要綱「イ 7 - (1)、ロー 7 - (1) 通常の下水道事業」に定められた「①公共下水道事業」は、その交付対象事業の要件を「特定環境保全公共下水道事業を行うことができる地区の要件に該当しないもの」としており、これまで特定環境保全公共下水道事業を予定していた地区において、地理的又は経済的な要因等により浄化槽区域へ見直した地区で行う雨水公共下水道事業については、「①公共下水道事業」として行うことができる。

なお、「⑤特定環境保全公共下水道事業」として雨水公共下水道を実施することはできない。

II. 管渠

3 流域下水道管渠の終点マンホールの位置について

流域下水道の管渠の末端に位置する市町村において、複数の処理分区が存在する場合、分岐する流域下水道管渠の終点マンホールの位置は、各終点における流入面積或いは水量の合計が、当該市町村の全体の処理面積或いは水量の $1/3$ となる地点に、以下の要件をすべて満たすものについては、各終点における処理人口の合計が概ね 1,000 人以上となる地点に決定できるものとする。

1) 湖沼水質保全特別措置法(昭和 59 年法律第 62 号)の規定により水質保全を図る地域として指定される地域におけるもの又は上水道の取水口より上流に処理した下水を放流するもの。

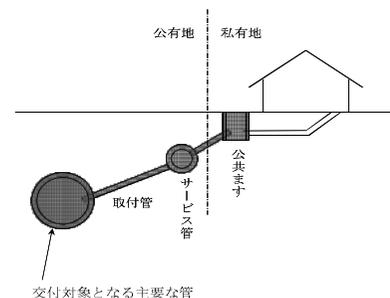
2) 水質保全のための高度処理を実施しているもの。

(個々の処理分区毎に流入面積或いは流量の $1/3$ 、または処理人口 1,000 人で決定する必要はない。)

大規模開発に関連する場合や終点マンホールを設けることが地形上或いは維持管理上困難である場合等、上記により難しい場合については個別に相談されたい。

4 公共下水道の管渠に附属する公共ます、取付管について

公共ますから交付対象となる主要な管渠に取付管を設ける際に、取付管の数を少なくし、主要な管渠に並行した管渠(以下「サービス管」という。)を敷設した方が経済的に



有利な場合については、取付管及び公共ますに加え、当該サービス管についても交付対象となる。

5 公共下水道に係る主要な管渠の終点の考え方について

公共下水道に係る管渠の工事区間が、交付対象となる主要な管渠に係る区間と主要な管渠とならない管渠(地方単独費で施工する管渠)に係る区間に跨る場合、その下水排除量が、別表に定められている下水排除量の基準以上となる区間が計算上設定される場合には、按分計算等によりその区間までの事業費を算出し、主要な管渠として交付対象とすることが可能である。

【参考】

5について

(例) 一般市(乙)の分流式の污水管渠で第 2 種の場合
(予定処理区域の面積: 100ha 以上)



6 雨水増補管に係る取り扱いについて

既設の雨水管の雨水排除能力を補うために別途に増補管(ネットワーク管を含む。)を設置する場合、これらと同等の雨水排除能力を有する雨水管を敷設したした場合の仮定の管渠口径あるいは下水排除面積が、主要な管渠の範囲を定める別表の基準を満足していれば、当該雨水増補管は交付対象となる。なお、道路拡幅の工事等に伴う改築について既存管渠を 2 条化することが経済的な場合においても同様の措置とする。

7 マンホール蓋浮上防止対策について

マンホール蓋浮上防止対策については、交付対象となる主要な管渠に係る対策工事は

交付対象である。また、防止対策に係る調査については、交付対象となる対策工事と密接に関連し、一体的に防止対策を講ずる必要があると認められる場合には、当該交付対象となる対策工事に係る調査と併せて、交付対象として調査を行うことができる。

8 下水道管渠敷設の竣工検査におけるTVカメラ検査について

交付対象管渠の工事に関しては、交付対象事業の一環として可能である。

9 公共下水道管渠及びその補完施設（樋門・樋管、ポンプ施設等）に設置する水位計等について

公共下水道管渠又はその補完施設（樋門・樋管、ポンプ施設等）に設置する水位計、流量計、流向計、監視カメラ、遠方監視制御設備その他の施設管理に必要な機器については、当該機器が対象とする範囲に交付対象となる管渠又は補完施設が含まれていることを要件とする。

10 下水道リノベーション推進総合事業における積雪対策推進事業

投雪口周辺の管渠拡幅に対する交付については、周辺の管渠拡幅を行わないと投雪口が設置できない場合は、社会資本整備総合交付金交付要綱（下水道事業）の運用についてⅧ 1.（2）①若しくは②の「その他必要な施設」として交付対象となる。

11 光ファイバー対応管について

下水道管理用光ファイバー整備計画に位置付けられた範囲であれば、光ファイバー対応管への交付は可能である（ただし、主要な管渠に限る。）。

12 下水道輸送システム（真空式・圧力式）について

自然流下方式に代わる真空式・圧力式の下水道輸送システムにおける管理区分及び交付対象の範囲は次のとおりとする。

- ①宅地内に公共設置ますが設置されている場合は、その下流側を下水道施設とする。
- ②宅地内に公共設置ますが設置されておらず、代わりに貯水タンク・真空弁（真空式）もしくは貯留槽・グライNDERポンプ（圧力式）が設置されている場合は、当該施設以降の下流側を下水道施設とする。
- ③圧力式下水道輸送システムの範囲は、前述の施設から圧力開放されるまでとする。
- ④真空式下水道輸送システムの範囲は、前述の施設から真空ポンプまで、もしくは真空ポンプ直後に圧送されている場合は、圧力開放されるまでとする。
- ⑤交付対象となる下水道輸送システムの範囲については、当該都市の過去3年間の平均的な交付対象率とすることができる。

13 貯留・浸透施設について

- ・ 下水道浸水被害軽減総合事業は、貯留施設及び浸透施設を組み合わせで整備することが可能である。この場合、「貯留施設が受け持つ下水排除面積」と「浸透施設と同等の機能を有する貯留施設が受け持つと考えられる下水排除面積」との和を下水排除面

積とみなすものとする。

- ・ 下水道浸水被害軽減総合事業及び合流式下水道緊急改善事業の対象となる貯留・浸透施設以外のものについては、主要な管渠又はポンプ場の機能の一部を代替し、それら主要な管渠又はポンプ場の規模又は能力を縮小でき、かつ経済的な場合は交付対象とすることができる。

14 汚水に関する下水道管渠の維持更新について

汚水に関する下水道管渠の維持更新については、下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件（昭和46年告示第1705号）第6項第10号において、「汚水処理の衛生処理システムの概成後においては、重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要がある場合等を除き、汚水に関する下水道管渠の維持更新（管渠の排除能力や水質改善機能の増強を伴わないもの）のうち、新規事業分については、国庫補助負担事業を廃止する。」こととしているが、この取扱いについては、以下のとおりとする。

①汚水処理の衛生処理システムの概成

下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、コミュニティプラントの汚水処理施設による整備人口の総人口に対する割合（汚水処理人口普及率）が95%以上とする。

②重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要がある場合等

下水道法第2条の2の流域別下水道整備総合計画に基づいて下水道事業を実施する場合で、「場合等」の「等」とは、下水が適切に処理されずそのまま放流されると、公衆衛生上の問題、公共用水域の水質保全等に直接的かつ多大な影響を与えることが懸念される処理場のこととする。

③管渠の排除能力や水質改善機能の増強

- 1) 当該管渠が受け持つ汚水の排除量の増加を伴うものとする。
- 2) 管渠の耐震性、耐圧性、耐腐食性、耐摩耗性、耐熱性、耐用年数の向上（既設管の耐用年数よりも大幅に長寿命となるもの）となるものとする。

15 主要な管渠の改正に伴う経過措置について

「昭和四十六年建設省告示千七百五号の改正に伴う告示の運用について」（令和3年4月2日国水事第1号）3（8）において、「令和2年度までに設計を実施したもの」とは、設計業務の完了が次年度となるものを含むこととする。

16 路面復旧工事の交付対象基準について

路面復旧工事の交付対象基準については、「下水道工事に伴う路面復旧の国庫補助対象基準の運用について」（平成15年5月30日事務連絡）で通知したところであり、それに準拠することとするが、道路管理者の占用条件により指示された面積についても交付対象となる。

Ⅲ. 処理場

17 放流水の脱色設備について

脱色設備としての交付には、条例等による水質規制上の位置づけを必要とする。

- 18 水処理施設等における銅板設置（防藻対策）について
必要性が認められれば交付可能である。
 - 19 場内配管の更生工事について
一般管渠と同様に、令和元年7月3日付け事務連絡「下水道管渠の更生工法による改築に関する交付対象の運用について」によること。
 - 20 汚泥処理設備について
下水汚泥及び焼却灰からリンを回収する設備は、汚泥処理設備として交付可能である。
- IV. 共通
- 21 防食（処理場、ポンプ場、マンホール内壁の防食）対策について
改築関係の調査（交付対象）を実施し、必要性が認められれば実施可能である。なお、ケレン等の作業も工事の一環として交付対象として実施可能である。
 - 22 工事施工調整会議（通称）について
公共工事の品質確保を図るため、工事発注後、発注者、受注者、建設コンサルタントの3者による工事施工調整会議（通称）を開催する場合において、当該会議の運営に別途必要となる費用は、交付対象となる。
 - 23 補償費の取扱いについて
交付対象である下水道工事における土地の買収に伴う物件移転補償費、権利消滅費等の補償費については、当該下水道工事の施工年度以外のものも交付対象となる。
 - 24 総合的コスト改善の観点について
ライフサイクルコスト（LCC）のみならず、温室効果ガス排出量の削減等社会的コストを含めた総合的コスト改善の推進を図る観点から、CO₂削減効果を含めたLCCが経済的に有利となる下水道施設については、交付対象の範囲において交付を行うこととする。
 - 25 アスベスト対策について
ポンプ場、処理場等の建築物に係るアスベスト除去対策については、点検等により緊急性が高いアスベスト除去対策の必要性が生じた場合においては、個別に協議相談することとされたい。
 - 26 耐震化について
布設替えや管更生等の管渠の改築、機械・電気設備の更新や長寿命化対策を含む処理場・ポンプ場の改築については、地震発生時の機能確保にも資するものは、耐震化

の一環として実施可能である。

- 27 下水道施設のネットワーク化について
改築時に必要となる機能確保や汚水処理の効率化を図る場合などを含め、平常時は施設の効率的で適切な管理のために活用すると共に、災害時には、施設の機能確保や減災を図るために必要となるネットワーク化、二条化施設について、処理場間を結ぶものや主要な管渠に係るものについては交付対象である。
- 28 処理施設等の津波対策について
「最大クラスの津波」が発生した際にも下水道施設の基本機能を確保あるいは避難機能を確保するために必要となる津波対策については交付対象である。
- 29 圧力管の二条化について
圧力管のうち、地震等で破損した際に速やかに応急復旧を行うことが困難な管に予備を設けて二条化する場合については交付対象である。
- 30 雨量レーダーの設置について
雨量レーダーについては、XRAINの活用を基本とするが、下水道施設の運転制御のため、XRAINの情報を補完する雨量情報が必要と認められる場合に限り交付対象である。
- 31 コンセッション等PFI事業におけるSPC運営経費について
コンセッション等PFI事業におけるSPCの活動に必要な経費については、施設整備に係るものに限り、交付対象である。
- 32 下水道広域化推進総合事業におけるシステム整備について
下水道台帳システム、固定資産台帳システム、財務会計システム等、下水道事業に関するシステム全般が交付対象となる。
なお、システム整備を実施する場合は、施設整備を含む社会資本総合整備計画に位置付けることとしているため留意されたい。
- 33 効果促進事業について
下水道事業に関する効果促進事業の事例として、次のようなものが考えられるので、事業実施にあたって参考とされたい。なお、基幹事業と一体性を有する事業のみ効果促進事業の対象としていることに留意されたい。
 - ・ 災害時応急復旧資機材(移動式非常用電源、仮設配管、マンホールトイレ等)の整備
 - ・ 排水ポンプ車の整備
 - ・ 内水ハザードマップの整備とそれを活用した防災訓練
 - ・ 実証実験(民間への間接補助を含む。)の実施

- ・ リアルタイムの雨水・水位情報システムの構築
 - ・ 広報活動，環境教育の推進(学校教育への支援等)
 - ・ 下水道 BCP の策定
 - ・ 雨水調整池の清掃ボランティア活動への支援
 - ・ 排水設備の設置促進（間接補助）
-
- ・ カラーマンホール蓋の設置（「下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項の規定に基づき定める件」（昭和 46 年告示第 1705 号）に基づく主要な管渠に付帯するものに限る。）

国水下水事第 1 号
令和 3 年 4 月 2 日

都道府県下水道担当部長
政令指定都市下水道担当局長

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課長

昭和四十六年建設省告示千七百五号の改正に伴う告示の運用について

「下水道法施行令第 2 4 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項の規定に基づき定める件」(昭和 4 6 年建設省告示第 1 7 0 5 号。以下「告示」という。)が今般改正されたことに伴い、告示の運用について下記のとおりとするので、事務の参考とされたい。また、「昭和四十六年建設省告示千七百五号の改正に伴う告示の運用について」(平成 2 5 年 5 月 1 6 日国水下水事第 8 号)は廃止する。

なお、貴管内の市町村(政令指定都市を除く。)に対しても、この旨周知方よろしく願います。

1. 告示第 6 項ただし書きについて

下水道事業の補助金交付にあたっては、今後の人口減少傾向や厳しい財政事情等を踏まえ、特に、計画規模等の妥当性を確認するための下水道計画の点検については、毎年度実施しておくことが重要である。

このため、対象範囲を市町村毎の汚水に係る下水道計画(全体計画)とし、下記の観点に基づいて下水道計画の点検を行い、その結果を翌年度予算の要望とあわせて国土交通省に提出することとする。

下水道計画の点検を実施する上での観点

(1) 個別処理との経済比較に関する上位計画等との適合

- ① 都道府県構想(見直し予定を含む)に適合しているか。
- ② 最新の整備費用により分析し、個別処理や既整備区域との接続など他の方策と比較して経済的、合理的なものとなっているか。
- ③ 整備の優先順位など、早期概成の視点から、より一層の効果促進が期待されるものとなっているか。

(2) フレームの妥当性

- ① 将来人口について、近年の動向等を踏まえた適切な予測となっているか。
- ② 汚水量原単位の将来設定が、現状と比較して過大となっていないか。

(3) 実績を踏まえた増設・拡張の妥当性

- ① 現有施設の処理能力の算定、流入水量の実績把握及び今後見込まれる水量の算定が適切に行われ、増設のタイミングがその結果を踏まえて妥当なものとなっているか。

2. 告示注 3 第 1 号及び第 2 号について

(1) 第 1 号イについて

告示注 3 第 1 号イの「下水道法(昭和 3 3 年法律第 7 9 号)第 4 条に基づく事業計画に標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法よりも高度な処理方法に関する事項が記載されており、かつ、実際に当該処理方法による処理を実施している下水道の予定処理区域」とは、事業実施の前年度において、計画処理水量の全量を標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法よりも高度な処理方法により処理することが事業計画に記載されており、かつ供用済み又は建設中の水処理施設の全てについて当該処理方法に対応する施設整備がなされた又は建設に着手している下水道の予定処理区域とする。ここでいう高度な処理方法とは、部分的な施設・設備の改造等により「下水道法に基づく事業計画の運用について(平成 27.11.19 国水下水事第 80 号)」の別表 1 に記載されている処理方式と同様の原理で下水を処理する場合を含む。

(2) 第 1 号ロについて

告示注 3 第 1 号ロの「下水道法第 2 条の 2 第 5 項の規定に基づく流域別下水道整備総合計画への記載により同条第 2 項第 5 号に掲げる削減目標量を達成する特定終末処理場に係る下水道の予定処理区域」とは、特定終末処理場であって、事業実施の前年度において、当該特定終末処理場について定められた削減目標量を達成するため、当該流域別下水道整備総合計画の記載に基づき当該削減目標量の一部に相当するものとして窒素含有量又は磷含有量を他の終末処理場において削減する旨が当該特定終末処理場の事業計画に記載されており、かつ当該他の終末処理場の供用済み又は建設中の水処理施設について当該記載事項に係る施設整備がなされた又は建設に着手しているものに係る下水道の予定処理区域とする。

(3) 第 1 号ハについて

告示注 3 第 1 号ハの「下水道等の汚水処理施設が整備された区域における人口の当該市町村の総人口に対する割合が低い市町村の予定処理区域」とは、当該市町村における事業実施年度の前々年度末の汚水処理人口普及率(下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽等による汚水処理がなされる人口の市町村の総人口に対する割合)が 90%未満の市町村の予定処理区域とする。

(4) 第 1 号ニ及びホについて

告示注3第1号ニ及びホについては、下水道広域化推進総合事業（社会資本整備総合交付金交付要綱附属Ⅱ編イ-7-(9)の2.②に定める交付対象施設の整備に限る）に着手している予定処理区域(過去に実施済みの予定処理区域を含む。流域下水道と公共下水道が一体となって下水汚泥の広域処理を行う場合は、流域関連公共下水道以外の予定処理区域とする。)とする。

(5) 第2号ホについて

告示注3第2号ホの「上水道の取水口より上流に位置する予定処理区域」とは、仮に下水道の整備がなされていないと仮定した場合に汚水が水道水源の水域(下流に水道原水(特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第2条第4項に規定する水道原水をいう。))の取水口を有する公共用水域をいう。)に流入する予定処理区域とする。

3. 別表使用上の注意

(1) 過疎市町村に関する規定の適用については、以下のとおりとする。

- ① 過疎市町村の別表は、当該市町村が過疎市又は過疎町村となった時点から適用することができる。
- ② 市町村の区域の一部に過疎地域を含む場合は、過疎地域を含む処理区については過疎市町村の別表を適用することができる。
- ③ 令和3年3月31日時点で過疎地域自立促進特別措置法における過疎地域であった地域(以下「旧過疎地域」という。)をその区域に含む市町村については、当該旧過疎地域について、令和8年度末(財政力指数が0.40以下の市町村等にあっては令和9年度末)までの期間に限り、過疎市町村の別表を適用することができる。

(2) 事業主体が組合の場合は、組合を構成している市町村単位で別表を適用するものとする。

(3) 予定処理区域の取り扱い、以下の通りとする。

- ① 処理区域は、下水道法による事業計画で定められた処理区域とする(単独公共下水道については処理区、流域関連公共下水道事業については処理分区として適用する)。また、予定排水区域についても同様とする。
- ② 公共関連の特定環境保全公共下水道事業については流域関連公共下水道事業に準じた取扱いとする。
- ③ 複数処理区を統合し、汚水処理を広域化する場合においては、予定処理区域の面積は統合前の各々の処理区的面積を適用することができる。
- ④ ③の場合において、複数の処理区に統合に必要なネットワーク化施設については、隣接する主要な管渠を補完する施設として補助対象とする。ただし、他の汚水処理施設を下水道の処理区域に編入し統合する場合は、他の処理区域についてあらかじめ下水道法第4条第1項に基づく事業計画に位置付けることとする。
- ⑤ 予定処理区域に分流式と合流式が混在する場合、「予定処理区域の面積」欄は原則として全体の面積をとり、それぞれに該当する口径、排除量、排除面積を適用する。ただし、分流式の予定処理区域と合流式の予定処理区域が別々に処理場に接続されている場合は、

それぞれの面積を適用することができる。

- (4) 主要な管渠の範囲は合流式管渠及び分流式雨水管渠にあっては、口径又は下水排除面積のいずれか一方が、また、分流式汚水管渠にあっては口径又は下水排除量(計画時間最大汚水量)のいずれか一方が適合していればよい。

- (5) 円形断面以外の管渠の口径については、換算口径をもって告示を適用する。換算口径は次式によることとする。

$$\text{換算口径} = 2\sqrt{\frac{\text{管渠の断面積}}{\pi}}$$

- (6) 管渠を補完する施設(ポンプ施設、貯留施設等)については、当該施設が補完する管渠に適用される別表の規定を適用する。ただし、合流式管渠及び分流式汚水管渠を補完するポンプ施設の改築の事業については、改築以外の事業に係る別表の規定を適用することができる。

- (7) 用語の定義は次のとおりとする。

「総事業費」 補助対象事業費と地方単独事業費の合計をいう。

「処理区」 合流式の公共下水道又は分流式の公共下水道の汚水管渠により排除される下水が二以上の終末処理場によって処理される場合においてそれぞれの終末処理場により処理される下水を排除することができる地域で公共下水道管理者が定めるもの。

「排水区」 分流式の公共下水道の雨水管渠について予定処理区域内にそれぞれ吐口を有する排水系統が二以上ある場合においてそれぞれの排水系統により雨水を排除することができる地域で公共下水道管理者が定めるもの。

「処理分区」 流域関連公共下水道の予定処理区域内にそれぞれ流域下水道と接続する流域関連公共下水道の管渠が二以上ある場合においてそれぞれの管渠により下水を排除することができる地域で流域下水道管理者が定めるもの。

- (8) 合流式管渠及び分流式汚水管渠の改築の事業であって、令和2年度までに設計を実施したのものについては、改正前の告示(平成31年国土交通省告示第498号)に基づく別表を適用することができる。